

参加費無料・オンライン

令和8年10月 改正労働施策総合推進法 施行！

カスタマーハラスメント

大阪労働局共催

対策セミナー

開催日時：

7/24(金)

13:30-15:00

プログラム

令和8年10月から、カスタマーハラスメント対策が事業主の責務となります。従業員の安全と健康を守るため、企業には早期の体制整備が求められます。

本セミナーでは、**改正法の概要と、企業が実務で押さえるべき対策を先進事例**とともに紹介します。

社内体制の見直しや強化に役立つ情報をご提供しますのでこの機会にぜひご参加ください。

【開会】 13:30

【I部】 13:35-14:00

ハラスメント対策強化について

～カスタマーハラスメントを中心に～

大阪労働局

【II部】 14:00-15:00

企業が取るべき対策のポイント

～先進事例から学ぶ～

講師：（公財）21世紀職業財団
客員講師 村田 早苗 氏



村田 早苗 氏

（公財）21世紀職業財団
客員講師

ハラスメント防止コンサルタント
シニア産業カウンセラー

対象者:お申込等

対象 事業主、人事労務担当者、コンプライアンス担当者等

定員 **50名（1社2名様まで）** ※先着順

お申込み 21世紀職業財団HPからお申し込みください。
<https://www.jiwe.or.jp/seminar/open/kasuhara-260724/>

QRコードからもお申し込みいただけます



お申込み
QRコード



主催：公益社団法人 21世紀職業財団
関西事務所

TEL：06-4963-3820

公益財団法人



多様な力が活きる社会に
21世紀職業財団

共催：大阪労働局



厚生労働省

【お申し込みにあたってのお願い事項】

- ・オンラインはzoomを使用します
- ・WEBカメラ、マイクが使用できる状態でご参加下さい
- ・オンライン研修品質向上のため、セミナーを録画させていただきますがご了承下さい